

移動天文觀測車 (き55号)





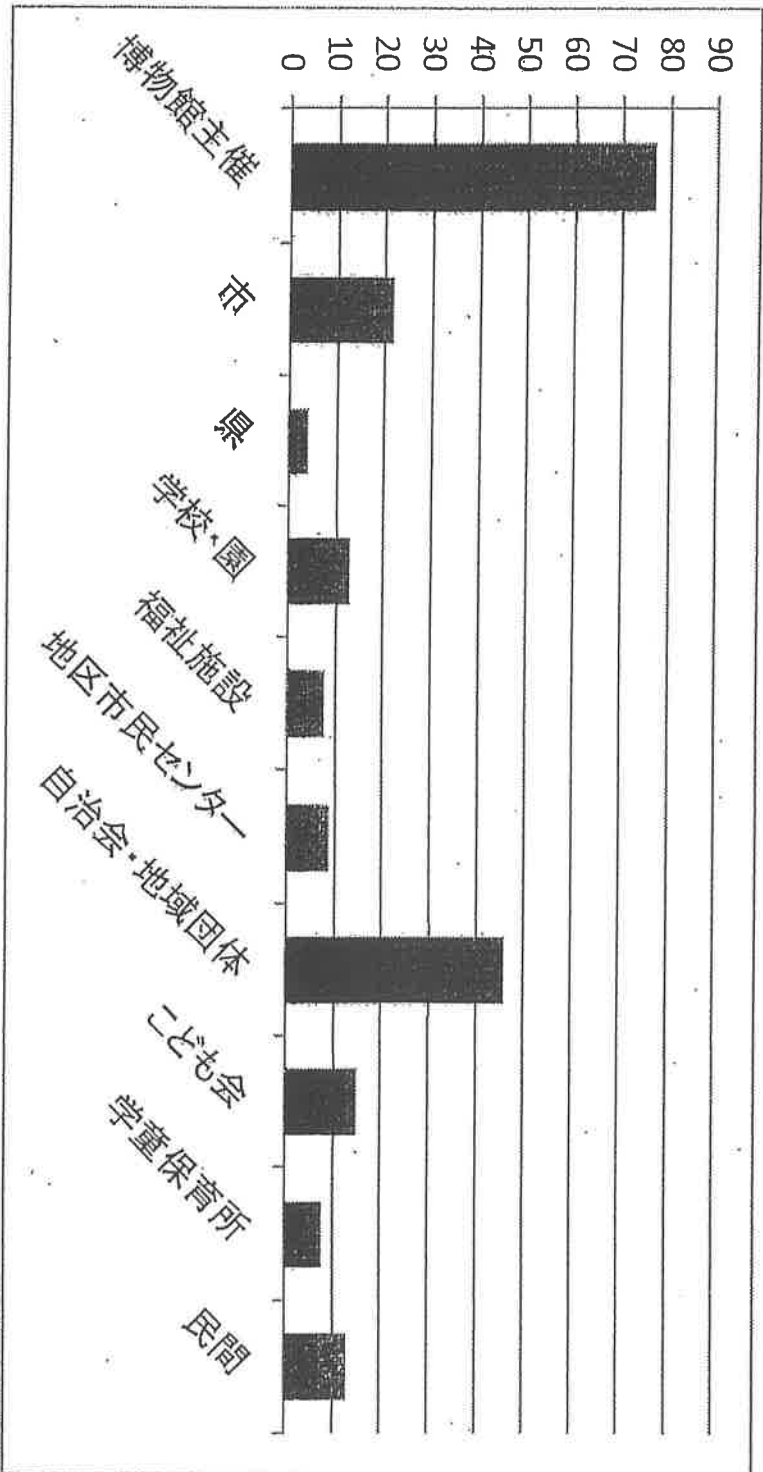
移動天文車

クレーン望遠鏡で見ている天体名



5年間
総数

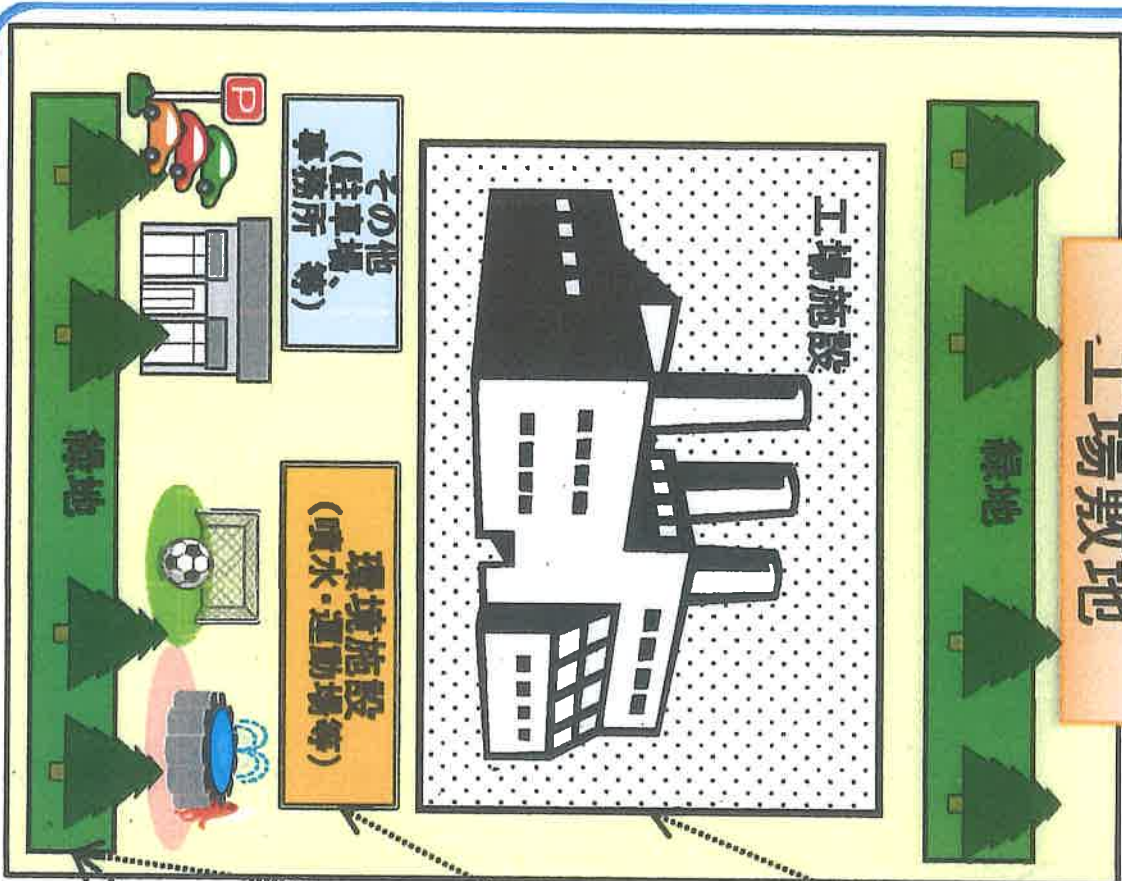
主催	市	県	学校	施設	センター	自治会	子ども会	学童	民間	総件数
77	22	4	13	8	9	46	15	8	13	215



工場立地法による緑化規制

敷地面積 9,000㎡以上 又は
建築面積 3,000㎡以上

工場敷地



国が定める準則

【生産施設面積】

(物品の製造施設・加工修理施設)
: 業種により敷地の30%~65%以内
国が一律に策定

【環境施設面積】

(周辺の地域の生活環境の保持に
寄与するもの)
: 緑地も含め敷地の25%以上必要
環境施設

＝緑地＋緑地以外の環境施設

<緑地以外の環境施設とは>

緑地に類するもの:
噴水、屋外運動場、雨水浸透施設、
太陽光発電施設 等

【緑地面積】

(樹木や地被植物が生育する土地)
: 敷地の20%以上必要

地方自治体
が定める準則

都道府県・市(※)は、条例により、地域の実情に合わせ、国の定める範囲内において、**緑地及び環境施設**の割合を独自に策定が可能。

<国が定める範囲>

- 環境施設(含む緑地) 敷地の10%~35%
- 緑地 敷地の5%~30%

緑地のうち重複緑地は
50%以内
※H24.4から全市に
権限移譲

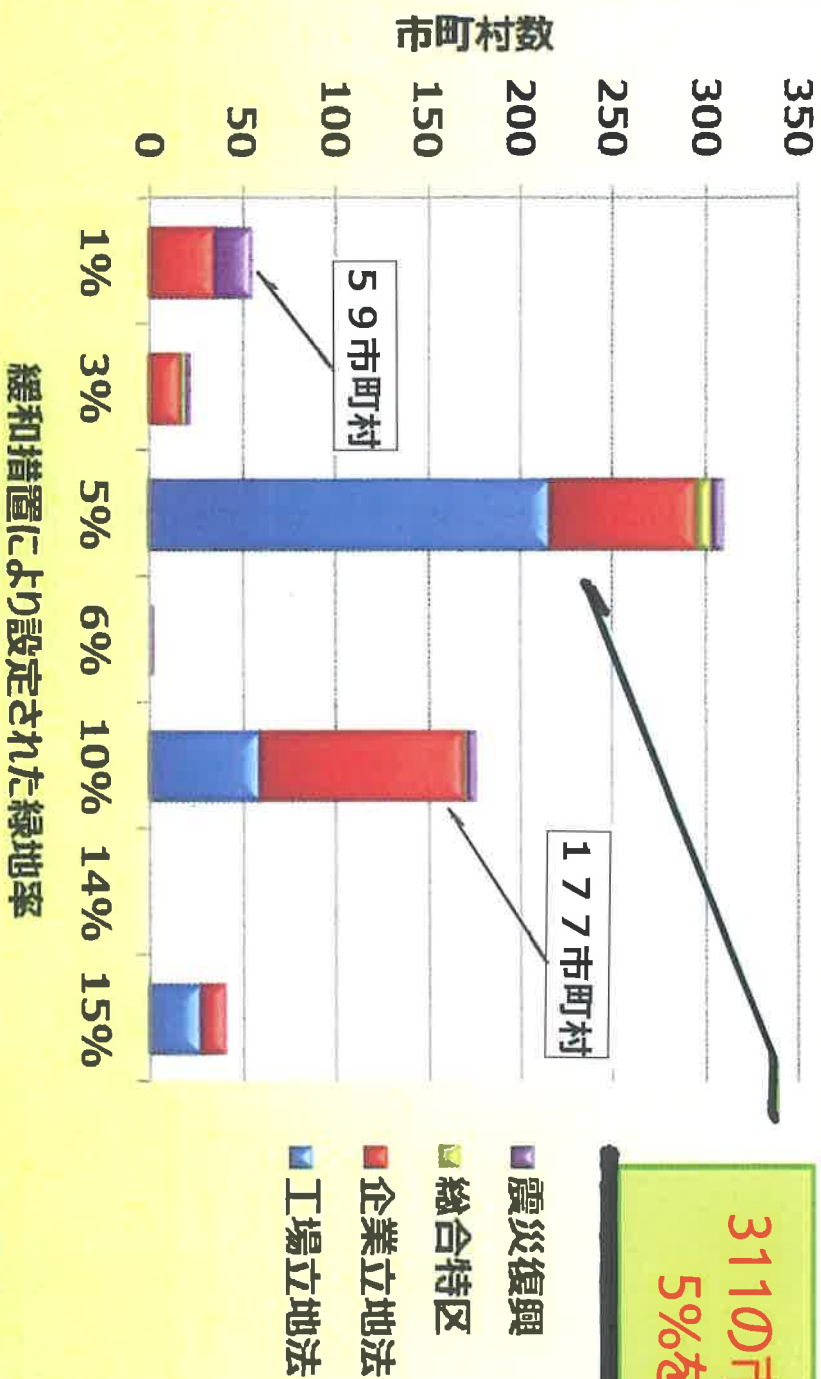
緑地面積率緩和数値別 市町村数

<市町村条例の根拠法令>

549市町村 / 1741市町村 32%

- ①工場立地法、②企業立地促進法
- ③総合特別区域法、④東日本大震災復興特別区域法

311の市町村が緑地率
5%を採用している



経済産業省
平成28年度調査結果
(平成30年6月公表)